

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市遺族会補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	戦没者の慰霊及び戦没者遺族の福祉の向上を図るため、市内の遺族会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	両津遺族会・二宮遺族会・金沢遺族会・金井吉井遺族会・新穂地区遺族会・真野遺族会・畑野地区遺族会・松ヶ崎遺族会・羽茂遺族会・赤泊遺族会
補助対象経費	英霊の顕彰及び慰霊を目的とした事業、戦没者の遺族の福祉増進を目的とした事業、遺族会会員相互の連帯を深めるための事業に要する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費の2分の1以内の額（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 地区会員数の減少により5万円を下回ることもあるが、先の大戦の悲惨な体験を繰り返さないためにも活動支援を行う。
補助率等	1/2以内
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	会員相互の親睦と福祉向上に関する事業を実施するため、総会又は役員会、理事会等を年1回以上開催する。 ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助事業の募集については、市内10地区の遺族会と直接調整する。補助事業者による情報の公表は行われていないが、市報等を通して定期的に、戦没者の慰霊及び平和祈念を呼びかけていく。
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0269-63-5113